

令和2年9月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(行コ)第6号 政務活動費返還請求控訴事件(原審・金沢地方裁判所平)

成29年(行ウ)第2号

口頭弁論終結日 令和2年8月5日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

同

森 真 一

同

竝 木 明

同 指 定 代 理 人

浅 野 一

同

宮 本 隆

同

杉 浩

同

村 都

同

北 小 拓

同

山 村

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別紙違法支出額一覧の「議員氏名」欄記載の者に対し、各対応する同一覧の「原告主張の違法支出額」欄記載の金額及びこれに対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請

求せよ。

## 第2 事案の概要等（以下、略称は原判決のそれによる。）

1 本件は、石川県の住民である控訴人が、県議会の議員である原判決別紙違法支出額一覧の「議員氏名」欄記載の者ら（本件各議員）が平成27年度に石川県から交付を受けた政務活動費の支出の一部について、本件各議員に対応する同一覧の各「原告主張の違法支出額」欄記載の金額の支出（本件各支出）は違法であり、本件各議員らは、同県に対し、違法に支出された上記各金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成28年5月1日（控訴人が平成27年度政務活動費收支報告書の提出期限であると主張する日の翌日）から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める事案である。

原審が、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、下記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3 当審における控訴人の主張

（1）原判決は、最高裁平成30年11月16日判決・民集72巻6号993頁を引用して、政務活動費の交付やその返還に関する本件条例の規定等に照らせば、議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件使途基準に合致しないものが含まれる場合であっても、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資としない資金をも充てている場合には、当該議員が支出した政務

活動費を充てることができる経費の合計額が、当該議員が交付を受けた政務活動費を下回らない限り不当利得返還義務を負うものではないとしているが、法100条15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めており、これによれば、自己資金その他の政務活動費を原資としない資金は政務活動費に係る収入ではないから、原判決の上記判断は、上記最高裁判決を誤って適用するものであって、法100条15項に反する。

(2) 原判決は、本件マニュアルについて、「当該支出に係る本件マニュアルの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参照すべきである。」と説明しているが、法100条14項後段は、「政務活動費に充てができる経費」を「条例で定めなければならない」と規定しているところ、本件マニュアルは、条例ではない上、その内容は本件条例の定めに反するものであるから、原判決の上記判断は誤りである。

(3) 富瀬議員が平成28年3月23日から同月26日までに行った台湾視察は、同議員が提出した政務活動報告書等からすれば、同議員が所属する未来石川議員会の視察であり、議員個人の政務活動ではないから、富瀬議員個人に交付された政務活動費を支出することは違法である。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原判決が最高裁平成30年11月16日判決を引用して、議員

が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件使途基準に合致しないものが含まれる場合であっても、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資としない資金をも充てている場合には、当該議員が支出した政務活動費を充てることができる経費の合計額が、当該議員が交付を受けた政務活動費を下回らない限り不当利得返還義務を負うものではないとした点につき、上記最高裁判決を誤って適用するものであり、法100条15項に反する旨主張する。

しかしながら、そもそも、法100条15項は、交付を受けた政務活動費についての収入及び支出について、議員に対して議長に報告書を提出することを義務付ける定めであるのに対し、控訴人が指摘する原判決の判断部分は、本件使途基準に合致しない経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資としない資金をも充てている場合の不当利得の返還の範囲（算定方法）について説示したものであるから、両者を関連付ける控訴人の主張は失当である。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、原判決は、法100条14項後段が、政務活動費に充てができる経費を条例で定めなければならないと規定しているにもかかわらず、条例ではない本件マニュアルの内容を参照している点が不当である旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルも、石川県議会によって、条例を基に、政務活動費の取り扱いの基本指針を示すものとして作成されたものである上、議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである。そうすると、本件マニュアルの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参照すべきであるものとしたとしても、法100条14項後

段の趣旨に反するものとはいえないことは、上記1において引用した原判決「事実及び理由」欄第3の1(3)に記載のとおりである。

また、控訴人は、本件マニュアルの内容が本件条例に反する旨主張するが、本件で問題となっている調査研究費、広聴広報費、人件費についての本件マニュアルの定めが法や本件条例の趣旨に沿うものであることは、上記1において引用した原判決「事実及び理由」欄第3の1(4)に記載のとおりである。

以上によれば、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

(3) 控訴人は、富瀬議員が提出した政務活動報告書等からすれば、同議員の台湾視察は、同議員が所属する会派の活動であり、議員個人の政務活動ではないから、これに対して富瀬議員個人に交付された政務活動費を支出することは違法である旨主張する。

しかしながら、控訴人が指摘する報告書等の記載によっても、上記台湾視察が会派の活動であったと直ちに推認することはできないし、仮に上記台湾視察が、富瀬議員が所属する会派の他の議員と共同で行われたものであったとしても、同一会派に所属する議員が共同で政務活動を行うことはごく自然なことであり、そのことによって富瀬議員個人の政務活動であることが否定されるものではない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

(4) 控訴人の当審におけるその他の主張は、原審における主張の繰り返しか、又は独自の見解に基づく主張であり、いずれも採用することができない。

3 よって、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 蓬 井 俊 治

裁判官 橋 本 修

裁判官 峯 金 容 子

これは正本である。

令和2年9月30日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷 口

彰

